

岐阜県地域福祉支援計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法第108条の規定に基づき、市町村地域福祉計画（以下、「市町村計画」という。）の達成を計画的に支援する岐阜県地域福祉支援計画（以下、「県計画」という。）を策定するため、岐阜県地域福祉支援計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県計画の策定に関すること
- (2) その他県計画及び市町村計画の達成に関すること

(組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、知事が指名する。

2 委員長は、委員会を主宰し、会務を総理する。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて、会議に委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 委員会に、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループを設置する場合は、事前にメンバーを定める。
- 3 ワーキンググループを設置する場合は、座長を置き、地域福祉課長をもって充てる。
- 4 会議は座長が招集し、必要に応じて構成員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(意見聴取)

第7条 委員会は、岐阜県社会福祉審議会及び岐阜県地域福祉対策協議会において、県計画の策定に関して意見を聴くことができる。

(任期)

第8条 委員会及びワーキンググループの委員の任期は、平成31年3月31日までとする。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、健康福祉部地域福祉課に置く。

2 事務局は、必要に応じて別表2に掲げる関係課を招集し、連絡会議を開催することができる。

きる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会の議を経て委員長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月8日から施行する。

別表1（第3条関係）

岐阜県地域福祉支援計画策定委員会 委員一覧表（敬称略・五十音順）

◎：委員長

氏 名	役 職	分 野
◎ 飯尾 良英	中部学院大学 人間福祉学部 教授	学識経験者
石原 巧	岐阜県小中学校長会 代表 (各務原市立鵜沼第三小学校長)	教育
井戸 敬二	岐阜県町村会 会長(七宗町長)	行政
乾 尚美	岐阜県自治連絡協議会 会長	地域住民代表
大宮 康一	岐阜大学 地域協学センター 准教授	学識経験者
岡本 敏美	岐阜県障害者社会参加推進センター 会長	障がい福祉
木村 一義	岐阜県老人クラブ連合会 会長	高齢福祉
中島 守	岐阜県社会福祉協議会 常務理事	地域福祉
橋戸 須美子	国府町まちづくり協議会 会長	地域住民代表
本田 學	岐阜県民生委員児童委員協議会 会長	地域福祉
水野 光二	岐阜県市長会 会長(瑞浪市長)	行政
安田 典子	NPO法人 くすくす 理事長	児童福祉

別表2（第9条関係）

岐阜県地域福祉支援計画庁内連絡会議

所 属	所管計画
医療整備課	医療介護総合確保促進法に基づく岐阜県計画 岐阜県保健医療計画
保健医療課	岐阜県健康増進計画
高齢福祉課	岐阜県高齢者安心計画
障害福祉課	岐阜県障がい者総合支援プラン
子育て支援課	岐阜県少子化対策基本計画